

振動規制法に規定する特定施設一覧

特定施設の種類	
1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ハ セン断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）